

平成18年12月11日
福井行政評価事務所

(所 長 : 戸 田 進)

「国の行政機関における利用者サービスの改善に関する調査 一庁舎等のバリアフリー化及び受動喫煙防止対策を中心として」の結果

<行政評価・監視結果に基づく通知>

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本調査は、総務省福井行政評価事務所が独自に企画し、平成18年8月から同11月まで調査した結果に基づき、福井県下の関係行政機関に対して平成18年12月11日に改善意見等を通知したものです。



調査の概略



背景

近年の社会経済情勢の変化等を受け、利用者サービスの改善に向けた取組が行政機関に求められていること

・福井県の高齢者人口比率が上昇傾向にある、身体障害者手帳の所持者数が県人口全体の約4.5パーセントを占めていることなどから、バリアフリーに対応するための取組の強化が必要

・受動喫煙に起因する健康被害への意識の高まりを受けての防止対策の強化が必要

目的

この調査は、利用者の立場に立った行政サービスの遂行確保の観点から、県下の主な国の行政機関における庁舎等のバリアフリー対策の推進状況及び受動喫煙防止対策等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

調査対象機関(25機関、22庁舎)

福井行政評価事務所、福井地方法務局、同支局(2)、福井財務事務所、税務署(4)、福井労働局、労働基準監督署(3)、公共職業安定所(4)、福井社会保険事務局、社会保険事務所(2)、福井農政事務所、同福井統計・情報センター、福井森林管理署、福井河川国道事務所、福井運輸支局

調査の実施

1 庁舎等のバリアフリー化への取組状況

12月11日に関係行政機関に対し
改善意見を付した調査結果を通知

2 庁舎等における受動喫煙防止への取組状況

調査結果を参考通知

1 庁舎等のバリアフリー化への取組状況

制度

ハートビル法(注1)(平成6年)

- ・建築物等の構造や配置について高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるような基準(以下「**利用円滑化基準**」という。)を規定
- ・官公署は、高齢者、身体障害者等を含む多数の者が利用する特定建築物に該当し、ハートビル法制定前に建築された建築物であっても、その後の修繕等に当たっては、利用円滑化基準に適合するよう努めることとしている。

(注1) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)

なお、ハートビル法及び交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号))を併せた新たな法律として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)が本年6月に公布されており、12月20日に施行されることとなっている。

障害者基本計画(平成14年、閣議決定)

- ・全国民が安全に安心して生活できるための建物、移動、情報等のバリアフリー化
- ・ユニバーサルデザイン(注2)の観点による、すべての人にとって生活しやすいまちづくりやものづくりの推進

(注2) あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

障害者基本計画に基づく重点施策実施5か年計画 (国土交通省)

- ・窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設について、平成22年度までに100パーセントバリアフリー化を達成することを目標

調査方法

ハートビル法の利用円滑化基準に沿って、県下の主な国の行政機関の庁舎(22)について調査を実施



調査結果

調査した22庁舎のうち、

- ① ハートビル法制定以前に建設された後、予算面の制約などにより、バリアフリー化に対応した修繕等がなされないまま現在に至っているもの **2庁舎**
- ② 増改築等により、何らかのバリアフリー化への取組がなされている20庁舎のうち、予算面の制約などにより、不十分な箇所のあるもの **16庁舎**



意見

- ① バリアフリー化に対応した修繕等がなされていない2庁舎については、財政事情を勘案しつつ、庁舎の現状を見直し、大規模な改修等を要しないものについては、整備するよう努めるとともに、大規模な改修等を要するものについては、新たな施設整備計画が具体化した段階で、ハートビル法等を踏まえ、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるような視点に立った取組を図ること。
- ② 何らかのバリアフリー化への取組がなされている庁舎については、財政事情を勘案しつつ、ハートビル法の基準等をふまえ、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるような視点に立った施設整備を更に推進するとともに、不十分な箇所のある16庁舎については、整備を検討する際に、改善措置を講ずるよう努めること。

具体的内容

利用円滑化基準の定め

調査結果

- | | | |
|--|---|--|
| ① 道等から案内設備までの経路の一以上について視覚障害者誘導用ブロックを設置 | → | 視覚障害者誘導用ブロックの設置が不十分なもの 13庁舎 |
| ② 道等から利用居室までの経路等について、一以上を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう整備 | → | 通路や出入口の幅が狭かったり、庁舎出入口に段差があるなど不十分なもの 9庁舎 |
| ③ 駐車場を設ける場合には、一以上車いす使用者用駐車施設を設置 | → | 未整備なもの、あるいは整備されていても幅や庁舎出入口までの経路又は表示が不十分なもの 11庁舎 |
| ④ 階段には、手すり及び踊場の段上端付近に点状ブロック等を整備 | → | 手すりや踊場の段上端付近の点状ブロック等が未整備なもの 4庁舎 |
| ⑤ 階段の上端付近に近接する廊下部分には、点状ブロック等を敷設 | → | 点状ブロック等が未整備なもの 8庁舎 |
| ⑥ 便所を設ける場合には、一以上車いす使用者用便房を設置 | → | 車いす使用者用便房が未整備なもの 2庁舎 |

2 庁舎等における受動喫煙防止への取組状況



制度

健康増進法(平成14年法律第103号)

・官公庁施設等多数の者が利用する施設の管理者へ、受動喫煙を防止するために必要な措置の努力義務化

人事院指針

(平成15年7月、人事院勤務条件局長通知及び同局職員課長通知)
・国の行政機関の公務職場において、受動喫煙防止対策の実施

調査方法

県下の主な国の行政機関(25)について、人事院指針に基づく受動喫煙防止対策の取組状況について調査を実施

人事院指針の定め

① 国の庁舎内においては、少なくとも空間分煙は確保されるよう具体的対策を講ずるとともに、可能な範囲内で全面禁煙の方向で改善に努める。

② 空間分煙の場合、庁舎内に喫煙室を設けることとし、それが困難であるときは、喫煙コーナーを設ける。
喫煙室・喫煙コーナーには、屋外への排気装置を設置する。
また、喫煙コーナーには、仕切りを設置する。

③ 喫煙室・喫煙コーナーとその周辺の空気環境測定を3か月に1回以上実施する。

調査結果

・庁舎内を全面禁煙としているもの12機関
・庁舎内を分煙としているもの13機関

分煙としている13機関のうち、

・排気装置を備えた喫煙室を設置10機関
・喫煙コーナーを設置3機関

喫煙コーナーを設置している3機関のうち、2機関について排気装置が未設置
1機関については、排気装置を設置しているものの非喫煙場所との隔離が不十分

自ら喫煙室・喫煙コーナーを設置、管理している11機関のうち
・指針どおり、3か月に1回以上実施しているもの5機関
・未実施のもの6機関

喫煙コーナーの設備が不十分な機関及び喫煙室・喫煙コーナーの空気環境の測定が未実施である機関については、適切に実施している他の機関の例を参考にしつつ、改善に向けて取り組むことが望まれる。

(補足説明資料)

1 庁舎等のバリアフリー化への取組状況

(1) 制度の概要

- ① 「**ハートビル法**」(注 1)(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成 6 年法律第 44 号))の概要

対象	定義	内容
特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、 <u>事務所(含む官公署)</u> 、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物	特定建築物の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)、特定建築物の 特定施設 (注 2)の修繕又は模様替えをしようとする者は、当該特定建築物を 利用円滑化基準 (注 3)に適合させるために必要な措置を講ずるよう <u>努めなければならない</u> 。
特別特定建築物	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定建築物で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要とされる建築物	特別特定建築物の政令で定める規模以上(床面積 2,000 m ² 以上)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)をしようとする者は、当該特別特定建築物を、利用円滑化基準に <u>適合させなければならない</u> 。

(注 1) ハートビル法は、「新バリアフリー法」(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号))の施行(平成 18 年 12 月 20 日)により、廃止される予定。

なお、新バリアフリー法の施行に伴い適用される新バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準は、ハートビル法の利用円滑化基準を踏襲。

(注 2) 特定施設とは、同法施行令(平成 6 年 9 月 26 日政令第 311 号)で定められた、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内通路等施設をいう。

(注 3) 利用円滑化基準とは、同法施行令で定められた、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。

② 「利用円滑化基準」の概要

区 分	特定施設等 (施行令の該当 条文)	基 準 の 概 要
視覚障害者利用円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準) ※1	案内設備までの経路 (第14条)	① 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)
		② 車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設
		③ 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設 ※2
利用円滑化経路 (利用居室、車いす使用者用便房、駐車施設に至る1以上の経路に係る基準)	(第13条第2項第一号)	○ 階段・段を設けないこと(傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除)
	出入口 (同上第二号)	① 幅80cm以上 ② 戸は車いす使用者が容易に通過できる構造とし、前後に水平部分を設置
	廊下等 (同上第三号)	① 幅120cm以上 ② 戸は車いす使用者が容易に通過できる構造とし、前後に水平部分を設置
一般基準 (不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用するものの全体に係る基準)	廊下等 (第7条)	○ 点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※3
	階 段 (第8条)	① 手すりの設置(踊場を除く)
		② 点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) ※4
	便 所 (第10条)	○ 車いす使用者用便房の設置(1以上)
駐車場 (第12条)	○ 車いす使用者用駐車施設の設置(1以上) (i) 幅350cm以上 (ii) 車いす使用者用駐車施設の表示 (iii) 利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	

※1 国土交通省告示第175号で定める①自動車車庫に設ける場合、②受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合を除く。

※2 告示で定める①勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合、②高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合、段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等の部分を除く。

※3 告示で定める①勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合、②高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合、③自動車車庫に設ける場合を除く。

※4 告示で定める①自動車車庫に設ける場合、②段部分と連続して手すりを設ける場合を除く。

(2) 個別事例

- ① ハートビル法制定以前に建設された後、予算面の制約などにより、バリアフリー化に対応した修繕等がなされないまま現在に至っているもの・・・2庁舎
(福井農政事務所庁舎、福井森林管理署庁舎)
- ② 増改築等により、バリアフリー化への取組がなされている20庁舎のうち、予算面の制約などにより、不十分な箇所のあるもの・・・16庁舎
(大野法務総合庁舎(管理官署：福井地方法務局大野支局)、福井財務事務所庁舎、福井春山合同庁舎(管理官署：福井税務署)、武生税務署庁舎、三国税務署庁舎、武生労働基準監督署庁舎、大野労働基準監督署庁舎、福井公共職業安定所庁舎、武生公共職業安定所庁舎、大野公共職業安定所庁舎、三国公共職業安定所庁舎、福井社会保険事務所庁舎、武生社会保険事務所庁舎、福井地方合同庁舎(管理官署：福井農政事務所)、福井河川国道事務所庁舎、福井運輸支局庁舎)

<個別事例表>

利用円滑化基準	事項
視覚障害者利用円滑化経路	<p>不十分なもの・・・13庁舎</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導ブロック未整備・・・5庁舎 (大野公共職業安定所庁舎、福井農政事務所庁舎、福井森林管理署庁舎、福井河川国道事務所庁舎、福井運輸支局庁舎) ・ 視覚障害者誘導用ブロック一部未整備・・・7庁舎 (福井財務事務所庁舎、三国税務署庁舎、福井公共職業安定所庁舎、武生公共職業安定所庁舎、三国公共職業安定所庁舎、福井社会保険事務所庁舎、武生社会保険事務所庁舎、) ・ 点状ブロックの設置状態が適切でない・・・1庁舎 (武生税務署庁舎)
利用円滑化経路	<p>不十分なもの・・・9庁舎</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下の幅、出入口の幅又は構造が不適切・・・6庁舎 (大野法務総合庁舎(管理官署：福井地方法務局大野支局)、福井財務事務所庁舎、武生税務署庁舎、大野労働基準監督署庁舎、三国公共職業安定所庁舎、福井地方合同庁舎(管理官署：福井農政事務所)) ・ 必要な傾斜路又は昇降機が未整備・・・1庁舎 (福井森林管理署庁舎) ・ 出入口の幅又は構造が不適切、必要な傾斜路又は昇降機が未整備・・・1庁舎 (福井農政事務所庁舎) ・ 庁舎出入口の戸の前後に段差がある、必要な傾斜路又は昇降機が未整備・・・1庁舎 (福井公共職業安定所庁舎)

<p style="text-align: center;">駐 車 場</p>	<p>不十分なもの・・・11 庁舎</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者用駐車施設が未整備・・・3 庁舎 (福井社会保険事務所庁舎、福井農政事務所庁舎、福井森林管理署庁舎) ・ 駐車場の幅が利用円滑化基準未満・・・4 庁舎 (武生公共職業安定所庁舎、大野公共職業安定所庁舎、福井地方合同庁舎(管理官署：福井農政事務所)、福井河川国道事務所庁舎) ・ 庁舎までの経路が最短でない・・・3 庁舎 (武生税務署庁舎、武生労働基準監督署庁舎、三国公共職業安定所庁舎) ・ 表示が不明瞭・・・1 庁舎 (大野労働基準監督署庁舎)
<p style="text-align: center;">階 段</p>	<p>不十分なもの・・・4 庁舎</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の手すり及び段上端付近の点状ブロック等が未整備・・・1 庁舎 (福井春山合同庁舎(管理官署：福井税務署)) ・ 階段踊場の段上端付近の点状ブロック等が未整備・・・3 庁舎 (福井農政事務所庁舎、福井河川国道事務所庁舎、福井運輸支局庁舎)
<p style="text-align: center;">廊 下</p>	<p>庁舎内階段の上端付近の廊下部分に点状ブロック等が未整備・・・8 庁舎 (福井公共職業安定所庁舎、大野公共職業安定所庁舎、三国公共職業安定所庁舎、福井社会保険事務所庁舎、福井農政事務所庁舎、福井森林管理署庁舎、福井河川国道事務所庁舎、福井運輸支局庁舎)</p>
<p style="text-align: center;">便 所</p>	<p>車いす使用者用便房が未整備・・・2 庁舎 (福井農政事務所庁舎、福井森林管理署庁舎)</p>

2 庁舎等における受動喫煙防止への取組状況

(1) 制度の概要

① 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条の概要

- ・ 官公庁施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

② 人事院指針（「職場における喫煙対策に関する指針について（通知）」（平成 15 年 7 月 10 日人事院事務総局勤務条件局長通知）及び「「職場における喫煙対策に関する指針」の運用に当たって（通知）」（平成 15 年 7 月 10 日人事院事務総局勤務条件局職員課長通知））の概要

ア 基本的考え方

国の庁舎内においては、少なくとも空間分煙（庁舎内に設けた一定の要件を満たす喫煙室又は喫煙コーナーのみで喫煙を認める方法）は確保されるよう具体的対策を行い、可能な範囲で全面禁煙の方向で改善に努める。

イ 喫煙室の設備等

（ア）空間分煙の場合、庁舎内に喫煙室を設けることとし、それが困難であるときは、喫煙コーナーを設ける。

また、可能な範囲で喫煙所を庁舎外に設けることが望ましい。

（イ）喫煙室には、たばこの煙が当該喫煙室外に拡散する前に吸引して庁舎外に排出する換気扇等排気装置を設置する。空気清浄装置が設置されている喫煙室であっても、換気扇等の庁舎外への排気装置を併せて設置する。

（ウ）喫煙コーナーには、たばこの煙が漏れないように、当該喫煙コーナー以外の場所から仕切るための設備を設置するとともに、たばこの煙が当該喫煙コーナーの外に拡散する前に吸引して庁舎外に排出する換気扇等排気装置を設置する。空気清浄装置が設置されている喫煙コーナーであっても、換気扇等の庁舎外への排気装置を併せて設置する。

ウ 庁舎内の空気環境の測定

庁舎内に喫煙室等を設けた場合には、たばこの煙の影響を把握するため、当該喫煙室等とその周辺の浮遊粉じん及び一酸化炭素の濃度を測定し、また、喫煙室等から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの漏れを把握するため、非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速を測定する。

なお、事務室については 3 月に 1 回以上、庁舎内の事務室以外の非喫煙場所及び喫煙室等については、3 月に 1 回以上測定する。

(2) 個別事例表

機関名	庁舎の形態 (単独・合同庁舎)	庁舎等の受動 喫煙防止対策	喫煙場所及び形態	喫煙場所の設備	空気環境の測定
福井行政評価事務所	福井地方合同庁舎	禁煙	—	—	—
福井地方法務局	春山合同庁舎	分煙	合同庁舎1階喫煙室に設置	—	—
福井地方法務局武生支局	単独庁舎	禁煙	—	—	—
福井地方法務局大野支局	大野法務総合庁舎	禁煙	—	—	—
福井財務事務所	単独庁舎	分煙	1階に喫煙室を設置	換気扇、空気清浄機	必要との認識不足により未実施
福井税務署	春山合同庁舎	分煙	合同庁舎1階喫煙室に設置	換気扇、空気清浄機	毎月実施
武生税務署	単独庁舎	禁煙	—	—	—
大野税務署	単独庁舎	分煙	2階に喫煙室を設置	換気扇、空気清浄機	3か月に1回実施
三国税務署	単独庁舎	分煙	1階に喫煙室を設置	換気扇、空気清浄機	3か月に1回実施
福井労働局	春山合同庁舎	分煙	合同庁舎1階喫煙室に設置	—	—
福井労働基準監督署	単独庁舎	禁煙	—	—	—
武生労働基準監督署	単独庁舎	禁煙	—	—	—
大野労働基準監督署	単独庁舎	分煙	1階に喫煙コーナーを設置 (喫煙コーナーの出入口に非喫煙場所とを仕切る設備が設置されていない)	換気扇、空気清浄機	必要との認識不足により未実施
福井公共職業安定所	単独庁舎	禁煙	—	—	—
武生公共職業安定所	単独庁舎	禁煙	—	—	—
大野公共職業安定所	単独庁舎	禁煙	—	—	—
三国公共職業安定所	単独庁舎	禁煙	—	—	—
福井社会保険事務所	民間ビル	分煙	8階に喫煙室を設置	換気扇、空気清浄機	必要との認識不足により未実施
福井社会保険事務所	単独庁舎	禁煙	—	—	—
武生社会保険事務所	単独庁舎	禁煙	—	—	—
福井農政事務所	単独庁舎	分煙	1階に喫煙コーナーを設置 (1階ロビーに空気清浄機を設置しているものの、換気扇等の屋外への排気装置及び喫煙場所と非喫煙場所とを仕切る設備が設置されていない)	空気清浄機	3か月に1回実施
福井農政事務所 福井統計・情報センター	福井地方合同庁舎	分煙	4階に喫煙室を設置	換気扇、空気清浄機	未実施 (測定機器は平成17年度に購入済みであるが、実施体制を検討中のため未実施)
福井森林管理署	単独庁舎	分煙	1階に喫煙室を設置	換気扇、空気清浄機	3か月に1回実施
福井河川国道事務所	単独庁舎	分煙	1階と3階に喫煙室を設置	換気扇、空気清浄機	必要との認識不足により未実施
福井運輸支局	単独庁舎	分煙	1階に喫煙コーナーを設置 (1階客溜に空気清浄機を設置しているものの、換気扇等の屋外への排気装置及び喫煙場所と非喫煙場所とを仕切る設備が設置されていない。 なお、中部運輸局に対し、現在喫煙室を設置するための予算要求中であるとしている。)	空気清浄機	必要との認識不足により未実施

(注) 当事務所の調査結果による。